

大門四番町協定区域任意協定

(目的)

第1条 この協定は、緑豊かな美しいまちなみと、低層住宅環境の育成を図り、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この協定は、「大門四番町協定区域任意協定」と称する。

(協定の区域)

第3条 この協定の対象となる区域（以下「協定区域」という。）は、別図に示すとおりとする。

(協定区域基準)

第4条 この協定の目的を達成するため、協定区域の区民は、相互に協力し別表に掲げる「大門四番町協定区域任意協定基準（以下「任意協定基準」という。）」に基づいて、まちづくりを行うものとする。

(協定の締結)

第5条 この協定は、協定区域区民の総会における過半数の合意により、締結するものとする。

(組織)

第6条 この協定の運営に関する事項の処理をするために、大門四番町協定区域委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は、区長及び協定区域内の各組長をもって組織するものとする。
- 3 委員長は、区長がその任に当たるものとし、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、協定区域内の代表組長がその任に当たるものとし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、合議制により副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員は、協定区域内の各組長が当たり、組を代表するものとして、委員会の運営及びその職務に当たるものとする。

(招集及び会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによるものとする。

(土地の管理)

第8条 協定区域内において、土地の所有者等は、荒地として放置し雑草等により周辺地域に迷惑のかからないよう管理するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結後に協定内容の変更が行われたとき又はこの協定が廃止されたときまでとする。

(協定の変更及び廃止)

第10条 この協定の協定区域及び任意協定基準並びに有効期間等、協定に関する事項を変更しようとするとき又はこの協定を廃止しようとするときは、協定区域区民の総会において過半数の合意を得なければならない。

(協定の運営及び委員会への委任)

第11条 協定の運営は、委員会が行うものとする。

2 協定区域区民は、この協定に規定する事項等、委員会に議決事項を委任することができる。

附 則

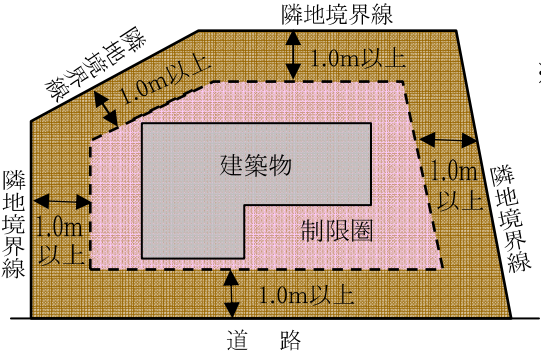
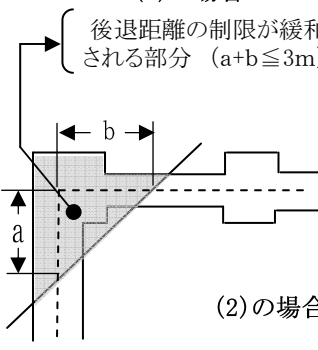
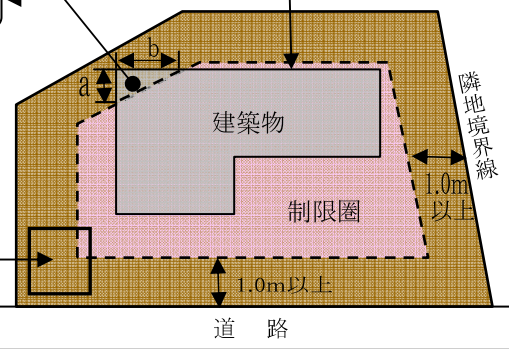
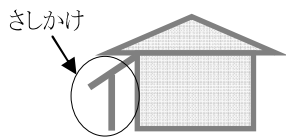
(協定の施行)

この協定は、大門四番町協定区域区民の総会において議決、承認された日から適用する。

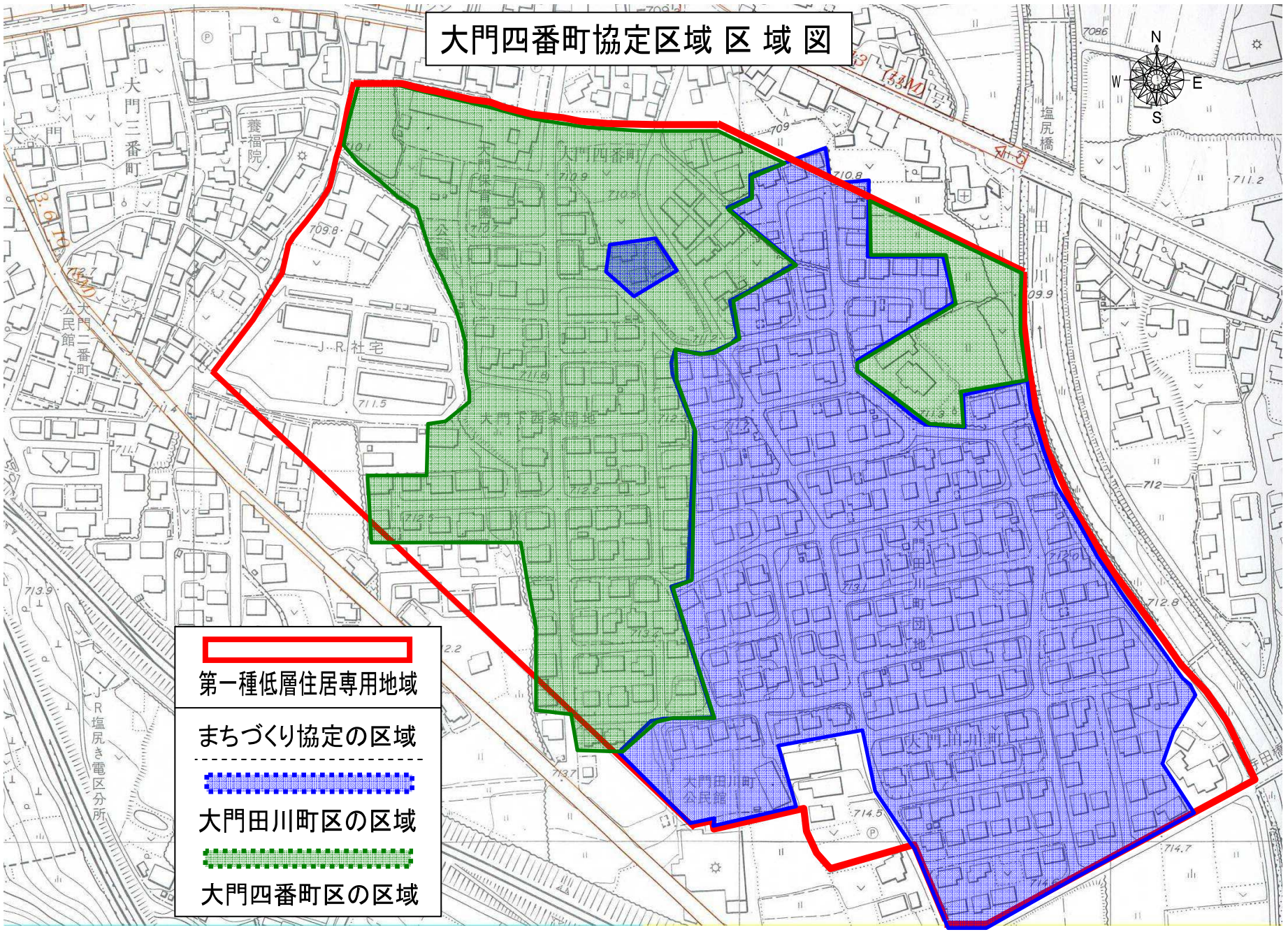
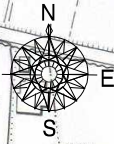
以上のとおり、私たちは、大門四番町協定区域任意協定を結ぶものとする。


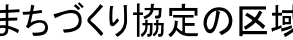
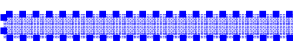
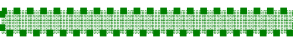
平成19年2月4日

大門四番町協定区域任意協定基準

区分	制限の内容
<p>建築物に関する基準</p> <p>壁面の位置の制限</p>	<p>■ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次のとおりでなければならない。</p> <p>(1) 道路境界線までの距離 1.0m以上</p> <p>(2) 隣地境界線までの距離 1.0m以上</p> <p>※ 建物の外壁には、出窓、バルコニー、外部階段なども含まれる。</p> <div data-bbox="528 589 1485 1032" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■ 建築物の外壁の後退距離 (建築基準法第54条を準用)</p>  <p>※ 建築物は、制限圏 () 内で、敷地の建ぺい率に適合するように建てなければなりません。</p> </div> <p>■ ただし、これらの限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下のとき</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のとき</p> <div data-bbox="528 1283 1485 1803" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■ 壁面の位置の制限の緩和措置 (建築基準法施行令第135条の20を準用)</p> <p>(1)の場合</p>  <p>(2)の場合</p>  </div> <p>※ 物置その他これに類する用途のもの 自動車車庫、自転車置場、ペット等の小屋、母屋からの下屋さしかけ等</p> 
<p>緑化に関する基準</p>	<p>私たちの地区が豊かな緑に囲まれ、季節の移り変わりが楽しめるような、美しく静かで快適な住環境を整備するために、宅地の囲障はなるべく樹木を植栽するなど緑化の推進に努めるものとする。</p>

大門四番町協定区域 区域図



-  第一種低層住居専用地域
-  まちづくり協定の区域
-  大門田川町区の区域
-  大門四番町区の区域